

佐久地域

災害時医療救護活動マニュアル

令和 6 年 3 月 18 日

佐久医療圏地域医療構想調整会議
(旧：佐久圏域医療対策協議会)

目 次

1 全体の概要	4
・本マニュアルが適用される事態	4
・本マニュアルが取り扱う分野・期間	4
・本マニュアルの位置付け等について	4
・災害発生以降の時間経過と対応	6
・災害時医療救護体制の概要	10
2 事前準備	11
・災害時対応マニュアル等の作成、訓練の実施	11
・災害時医療体制の確認	11
・災害医療コーディネートチームの準備	13
・医薬品・衛生材料等の備蓄の確認	14
・災害時連絡手段の確保	14
・EMIS（広域災害救急医療情報システム）の導入、使用訓練	15
・長野県防災情報システムの確認、使用訓練	16
・災害時連絡先の共有	16
・災害時要配慮者の把握と災害時対応の確認	16
・死体検案等の準備	17
3 超急性期：発災から 24 時間まで	18
・医療機関の被害状況の確認	18
・住民の負傷状況の確認	18
・負傷者の搬送・治療	19
・医療救護班等の活動	20
・人工透析患者への対応	21
・在宅人工呼吸器等電気機器使用患者への対応	22
・死体検案等	22
・医師等の配置の調整、受入れ医療機関の調整、医薬品・衛生材料の調整	23
4 急性期：24 時間から 72 時間まで	25
・医療機関の被害状況の確認	25
・住民の負傷状況の確認	25
・負傷者の搬送・治療	26
・医療救護班等の活動	27
・人工透析患者への対応	28
・在宅人工呼吸器等電気機器使用患者への対応	29
・死体検案等	29
・一般患者の診療の再開・継続	30
・医師等の配置の調整、受入れ医療機関の調整、医薬品・衛生材料の調整	31

5	亜急性期：72時間から1週間程度まで	32
	・医療救護班等の活動	32
	・死体検案等	33
	・負傷者の治療状況、医療機関の復旧状況の確認	34
	・一般患者の診療の再開・継続	34
	・医師等の配置の調整、受入れ医療機関の調整、医薬品・衛生材料の調整	35
6	慢性期から終了まで：1週間程度以降	37
	・医療救護班等の活動	37
	・一般患者の診療の再開・継続	38
	・医師等の配置の調整、受入れ医療機関の調整、医薬品・衛生材料の調整	39
	・災害医療救護活動の終了	40

1 全体の概要

■本マニュアルが適用される事態

●次のいずれかに該当する事態とする

- ・佐久地域で震度6弱以上の地震が発生した時
- ・佐久地域において多数の死傷者が生じ、通常の医療体制では対応できない状況にいたる（おそれがある）災害が発生した時

■本マニュアルが取り扱う分野・期間

●分野

- ・本マニュアルは、発災時に医療関係者、医療機関が関係機関・団体等と連携して行う医療救護活動を主たる範囲とする
- ・感染症・食中毒予防、メンタルヘルス、生活不活発病予防等の保健活動については、「長野県地域防災計画」等に基づき、市町村、佐久保健福祉事務所等の公衆衛生行政が医療関係者、医療機関等の関係機関・団体等の協力を得て実施する

●期間

- ・本マニュアルは、発災直後から、通常の医療体制が普及するか他地域等からの応援等により通常の医療体制に近い状況になり非常体制が不要と判断されるまでとする
- ・また、発災後の対応を円滑に行うための事前準備にも触れる
- ・医療提供体制の調整が長期（半年以上等）にわたって必要となる場合には、関係機関・団体等が連携、協力して対応に当たる

■本マニュアルの位置付け等について

●本マニュアルの位置付け

- ・「長野県地域防災計画」に記載されている医療活動等の基本的事項等を定めた「長野県災害医療活動指針」（平成23年2月作成、平成27年2月一部改正）第3章「災害時医療体制の整備」第2節「災害医療計画」に規定されている「地域災害医療マニュアル」と位置付ける
- ・また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の後に発出された平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」及び通知に添付されている「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」（平成23年10月）の内容も踏まえる
- ・そして、これらの指針等が発出された後に発生した災害等の状況も参考にするとともに、佐久地域の実情を踏まえたものとする

●本マニュアルの作成・見直し

- ・本マニュアルは、佐久医療圏地域医療構想調整会議（事務局：佐久保健福祉事務所）において作成するとともに、定期的（年1回以上）に見直しを行う
- ・佐久医療圏地域医療構想調整会議（旧：佐久圏域医療対策協議会）（※注）の構成機関・団体は、それぞれの法令・規則・規程・定款等に基づく固有の業務を実施する際、本マニュアルの規定に基づき相互に連携・協力して対応に当たるものとする

（※注）平成27年1月28日、災害・救急医療を含む佐久圏域の医療全般についての議論を目的とし、佐久圏域内の医療機関及び行政機関等により佐久圏域医療対策協議会を設置。令和2年12月28日、その役割を圏域内の医療体制等を協議する佐久医療圏地域医療構想調整会議に統合し、佐久圏域医療対策協議会を廃止。

★本マニュアルの関係団体

小諸北佐久医師会、佐久医師会

北佐久歯科医師会／佐久歯科医師会／小諸北佐久薬剤師会／佐久薬剤師会

長野県看護協会佐久地区／

小諸高原病院／浅間南麓こもろ医療センター／佐久総合病院／

佐久総合病院佐久医療センター／川西赤十字病院／金澤病院／くろさわ病院

雨宮病院／浅間総合病院／佐久総合病院小海分院／千曲病院／軽井沢病院

軽井沢西部総合病院／

小諸市／佐久市／小海町／佐久穂町／川上村／南牧村／南相木村／北相木村／軽井沢町

御代田町／立科町／

佐久警察署／小諸警察署／軽井沢警察署

佐久広域連合消防本部／

佐久地域振興局

事務局：佐久保健福祉事務所

●本マニュアルの別冊

- ・医療救護所の設置を予定している場所等、定期的に時点修正等が必要となる情報については、本マニュアルの別冊としてとりまとめるとともに、定期的（年1回以上）に更新し、佐久医療圏地域医療構想調整会議（旧：佐久圏域医療対策協議会）の構成機関・団体等で共有しておく

■災害発生以降の時間経過と対応

●全体の流れ

・本マニュアルにおいては、発災から非常体制の終息までを以下のとおり4期に分けている

期	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期
時間・期間	発災～24時間	24時間～72時間	72時間～1週間	1週間以降
概況	地域内での緊急対応が中心	他地域の応援も得て救護強化	救急治療から慢性疾患対応へ	非常体制の終息へ
医療機関の被害状況確認	●	●		
住民の負傷状況確認	●	●		
負傷者の搬送・治療	●	●		
医療救護班等の活動	●	●	○	○
人工透析患者への対応	●	●		
在宅人工呼吸器等使用患者への対応	●	●		
死体検案等	●	●	●	
一般患者の診療の再開		●	●	●
負傷者の治療状況、医療機関の復旧状況の確認			●	
医師等、受入れ医療機関、医薬品等の調整	●	●	●	○
医療救護活動の終了				●

●：該当する ○：終了することを含む

・各期における各機関・団体の主な対応は、次ページ以降に示す

●各期における各機関・団体の主な対応（詳細は、本文にて確認してください）

■超急性期（発災～24時間）：地域内での緊急対応が中心

★長野県災害対策本部佐久地方部保健福祉班（佐久保健福祉事務所）・災害医療コーディネートチーム

機関・団体	医療機関	3師会（救護班）	透析機関	災害拠点	市町村	警察	消防	★保福所・Coチーム
医療機関の被害状況確認	被害状況確認 EMIS入力			情報収集				情報収集・発信 EMIS入力
住民の負傷状況確認					情報収集			情報収集・発信
負傷者の搬送・治療	応急処置 他機関紹介 搬送要請 EMIS入力			積極的受入 情報収集 DMAT調整	ドクヘリ要請		搬送対応 他地域要請 ドクヘリ要請	情報収集・発信 応援調整
医療救護班等の活動		派遣応需 救護班活動			派遣要請			情報収集・発信 EMIS入力
人工透析患者への対応			受入要請 給水要請 医薬品等要請		給水確保			情報収集・発信 医薬品等調整
在宅人工呼吸器等使用患者への対応	安否確認 電力要請 退避受入 搬送要請				安否確認 電力要請 搬送要請		搬送対応	安否確認 電力要請 搬送要請
死体検案等	検案実施 応援要請	検案協力（医師会・歯科医師会）			遺体安置所確保	検案要請 応援要請		情報収集 応援調整
医師等、受入れ医療機関、医薬品等の調整	応援要請 要請応需	応援要請	応援要請	Coチームとの調整連携				情報収集・発信 応援調整

■急性期（24時間～72時間）：他地域の応援も得て救護強化

★長野県災害対策本部佐久地方部保健福祉班（佐久保健福祉事務所）・災害医療コーディネートチーム

機関・団体	医療機関	3師会（救護班）	透析機関	災害拠点	市町村	警察	消防	★保福所・Coチーム
医療機関の被害状況確認	被害状況確認 EMIS入力			情報収集				情報収集・発信 EMIS入力
住民の負傷状況確認					情報収集			情報収集・発信
負傷者の搬送・治療	応急処置 他機関紹介 搬送要請 EMIS入力			積極的受入 情報収集 DMAT調整	ドクヘリ要請		搬送対応 他地域要請 ドクヘリ要請	情報収集・発信 応援調整
医療救護班等の活動		派遣応需 救護班活動			派遣要請			情報収集・発信 EMIS入力
人工透析患者への対応			受入要請 給水要請 医薬品等要請		給水確保			情報収集・発信 医薬品等調整
在宅人工呼吸器等使用患者への対応	安否確認 電力要請 退避受入 搬送要請				安否確認 電力要請 搬送要請		搬送対応	安否確認 電力要請 搬送要請
死体検案等	検案実施 応援要請	検案協力（医師会・歯科医師会）			遺体安置所確保	検案要請 応援要請		情報収集 応援調整
一般患者の診療の再開	一般診療再開 EMIS入力							情報収集・発信 EMIS入力
医師等、受入れ医療機関、医薬品等の調整	応援要請 要請応需	応援要請	応援要請	Coチームとの調整連携				情報収集・発信 応援調整

■亜急性期（72時間～1週間程度）：救急治療から慢性疾患対応へ

★長野県災害対策本部佐久地方部保健福祉班（佐久保健福祉事務所）・災害医療コーディネートチーム

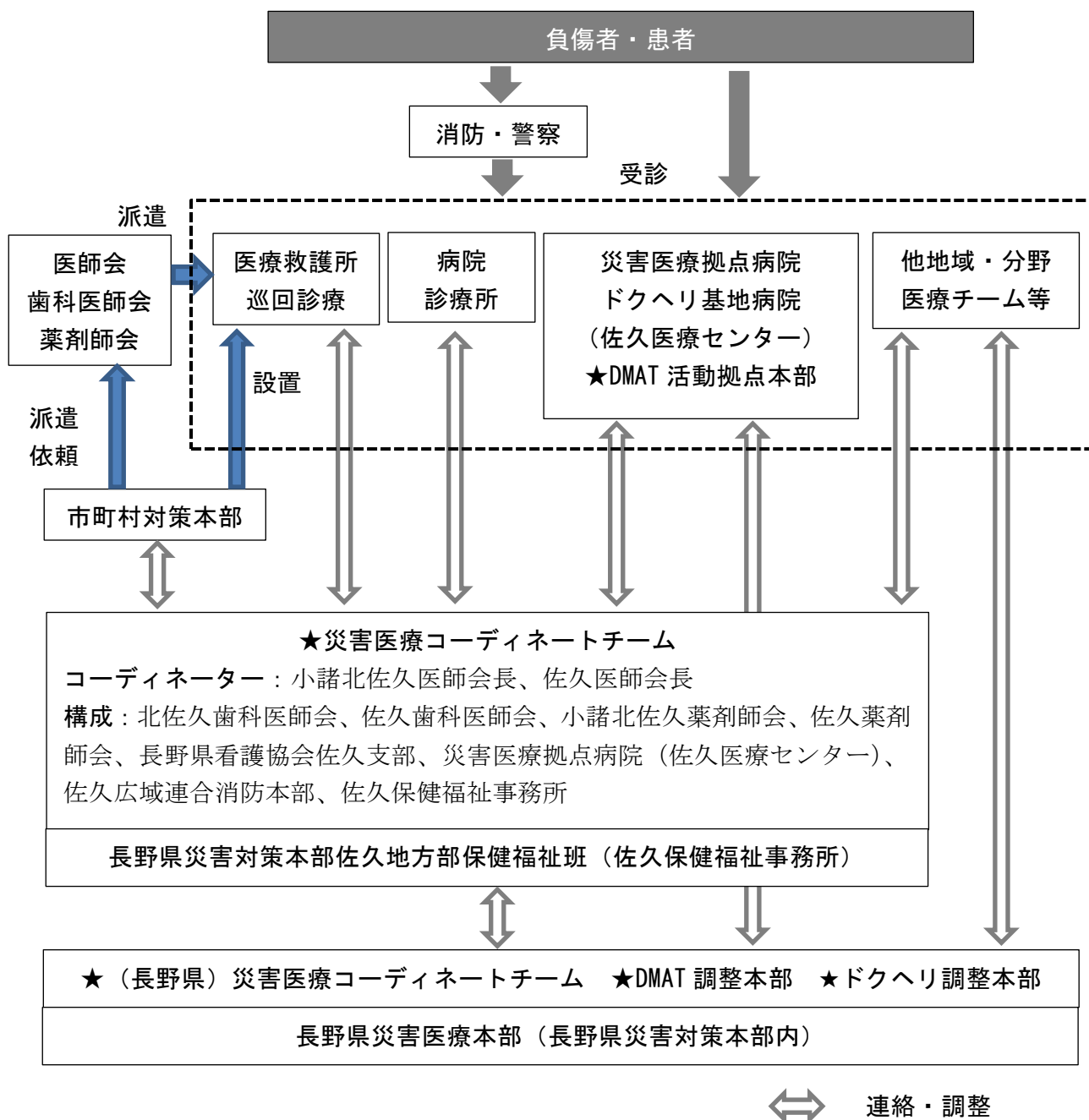
機関・団体	医療機関	3師会（救護班）	災害拠点	市町村	警察	★保福所・Coチーム
医療救護班等の活動		派遣応需 救護班活動		派遣要請		情報収集・発信 EMIS入力
死体検案等	検案実施 応援要請	検案協力（医師会・歯 科医師会）		遺体安置所確保	検案要請 応援要請	情報収集 応援調整
一般患者の診療の再開	一般診療再開 EMIS入力					情報収集・発信 EMIS入力
負傷者の治療状況、医療 機関の復旧状況の確認	診療状況確認 EMIS入力					情報収集・発信 EMIS入力
医師等、受入れ医療機 関、医薬品等の調整	応援要請 要請応需	応援要請	Coチームとの調整連携			情報収集・発信 応援調整

■慢性期（1週間程度以降）：非常体制の終息へ

★長野県災害対策本部佐久地方部保健福祉班（佐久保健福祉事務所）・災害医療コーディネートチーム

機関・団体	医療機関	3師会（救護班）	災害拠点	市町村	★保福所・Coチーム
医療救護班等の活動		派遣応需 救護班活動 縮小廃止		派遣要請 縮小廃止	情報収集・発信 EMIS入力
一般患者の診療の再開	一般診療再開 EMIS入力				情報収集・発信 EMIS入力
医師等、受入れ医療機 関、医薬品等の調整	応援要請 要請応需	応援要請	Coチームとの調整連携		情報収集・発信 応援調整
医療救護活動の終了	通常体制へ	通常体制へ	通常体制へ	通常体制へ	通常体制へ

■災害時医療救護体制の概要



★医療救護活動の調整活動を担う「調整組織」の概要

名称	設置場所	業務（調整機能）
DMAT 活動拠点本部	佐久医療センター	地域の DMAT 活動
災害医療コーディネーターチーム	佐久保健福祉事務所	地域の医療救護活動全般
(長野県) 災害医療コーディネーターチーム	県庁	長野県の医療救護活動全般
DMAT 調整本部	県庁	長野県の DMAT 活動
ドクヘリ調整本部	県庁	長野県のドクヘリ活動